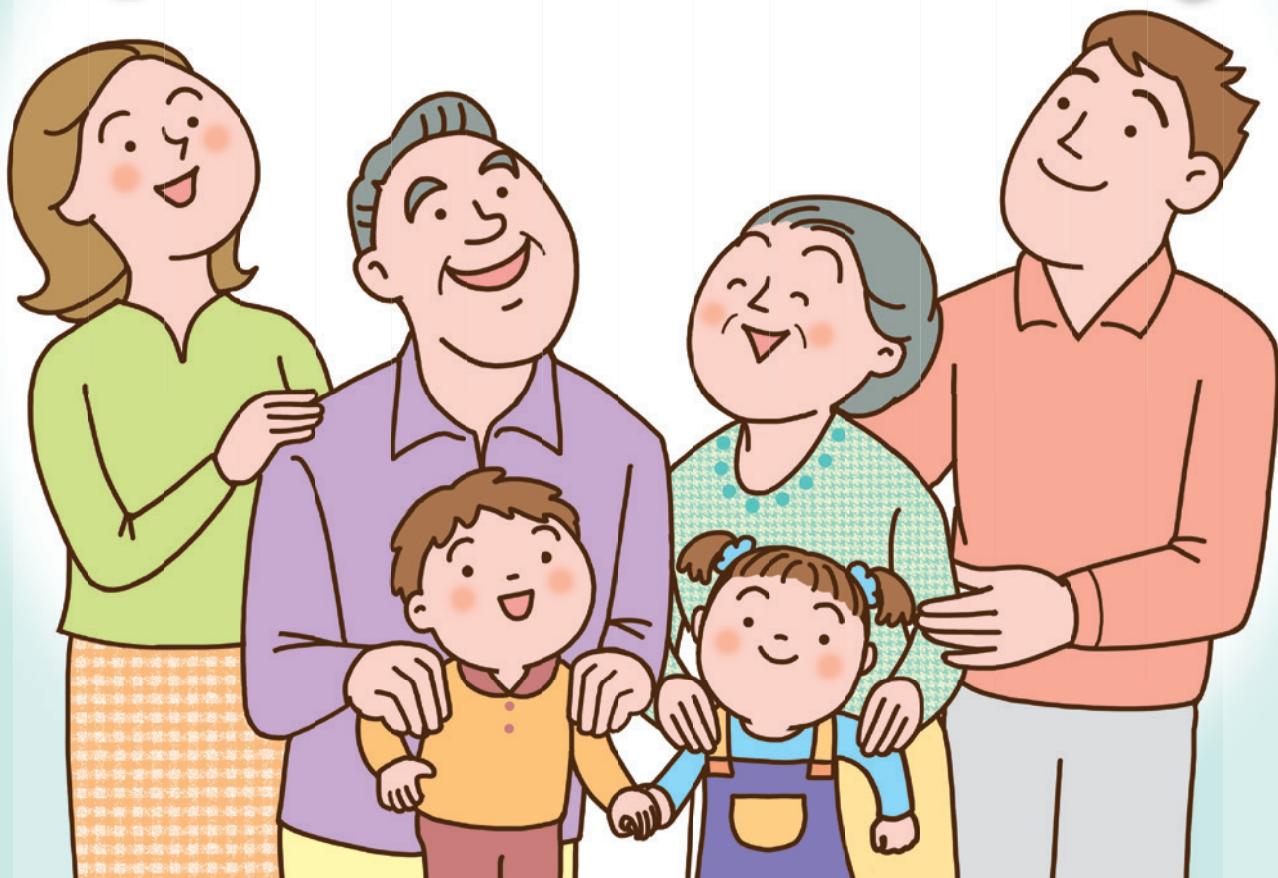


多摩市の 介護保険



要介護度	心身状態の例（目安ですので、必ずしも該当すればその要介護度になる訳ではありません）
要支援1	基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要
要支援2	要支援1の状態より日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要
要介護1	排泄・入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱等に一部介助が必要
要介護2	排泄・入浴、洗顔、つめ切り等に一部介助又は全介助が必要
要介護3	排泄・入浴についての全介助のほか、洗顔、つめ切り、衣服の着脱等に全介助が必要
要介護4	排泄・入浴、洗顔、つめ切り、衣服の着脱等の全般について全面的な介助が必要
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要



■介護保険制度とは

急速に高齢化と少子化が進むなかで、介護は家族だけでは支えきれない現状にあります。そこで、深刻化する介護問題を社会全体で支えようとするしくみが介護保険制度です。

社会保険方式により、給付(サービスの質と量)と負担(保険料、利用料)の関係を明確にし、国民の理解を得ながら支えていこうとするものです。

介護保険の基本的なしくみ

制度の運営主体(保険者)は多摩市です。介護保険のサービスを利用するには要介護認定の申請が必要です。

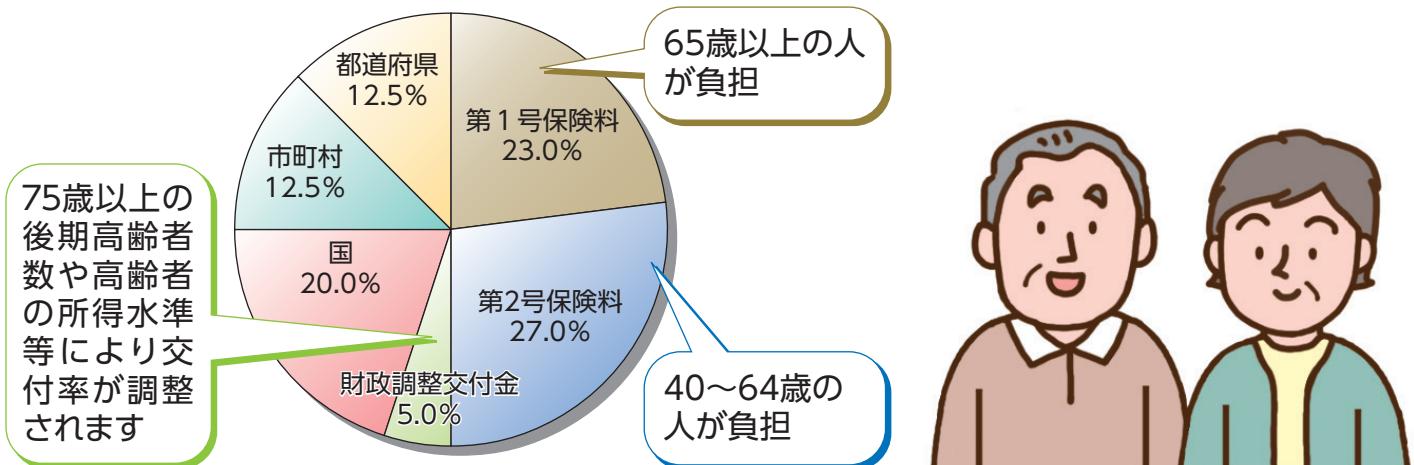
	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
保険料	市町村が決定	加入している医療保険の保険者が決定(加入している医療保険の保険料と合わせて納めます)
サービスが利用できる方	・寝たきり、認知症などで介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ・介護を要する状態の軽減・悪化防止ための支援が必要な状態(要支援状態)の方	初老期における認知症、脳血管障害など、加齢に伴う病気(※特定疾病)によって要介護、要支援状態になった方
サービスの利用方法	日常生活に必要な介護保険サービスを選び、各事業者と契約を結んで利用します。	
費用負担	原則として、費用の1割から3割までのいざれかが利用者負担となります。	

※特定疾病

- ①がん(医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの)
②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症 ⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭さく症 ⑩早老症
⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険の財源

国の定める法定水準までの財源は、40歳以上の人人が負担する保険料と国・都・市が負担する公費で賄われ、その割合はそれぞれ50%ずつとなります。



■保険料と納め方

65歳以上の方（第1号被保険者）

保険料

令和6年度～8年度の保険料(年額)は、下表のとおりです。なお、介護保険料は3年に一度改定を行っています。

●介護保険料

(単位：円)

対象	所得段階	令和6～8年度
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	第1段階	17,400
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万9千円以下		
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万9千円を越え120万円以下	第2段階	24,400
世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が120万円を超える	第3段階	47,800
同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で 課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万9千円以下	第4段階	59,300
同一世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で 課税年金収入額と合計所得金額※1の合計が80万9千円を超える	第5段階	69,800 (基準額)
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が120万円未満	第6段階	78,100
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が120万円以上210万円未満	第7段階	89,300
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が210万円以上320万円未満	第8段階	97,700
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が320万円以上420万円未満	第9段階	118,600
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が420万円以上520万円未満	第10段階	143,000
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が520万円以上620万円未満	第11段階	164,000
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が620万円以上720万円未満	第12段階	174,500
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が720万円以上800万円未満	第13段階	181,400
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が800万円以上1,000万円未満	第14段階	198,900
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が1,000万円以上1,500万円未満	第15段階	216,300
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が1,500万円以上2,000万円未満	第16段階	233,800
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が2,000万円以上3,000万円未満	第17段階	254,700
本人が市民税課税で、合計所得金額※2が3,000万円以上	第18段階	279,200

●合計所得金額※1 公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●合計所得金額※2 土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

納め方

- 老齢年金・退職年金・遺族年金、障害年金が 年額18万円以上の方 → 年金からの特別徴収となります(年金天引き)。

※年金からの徴収方法について

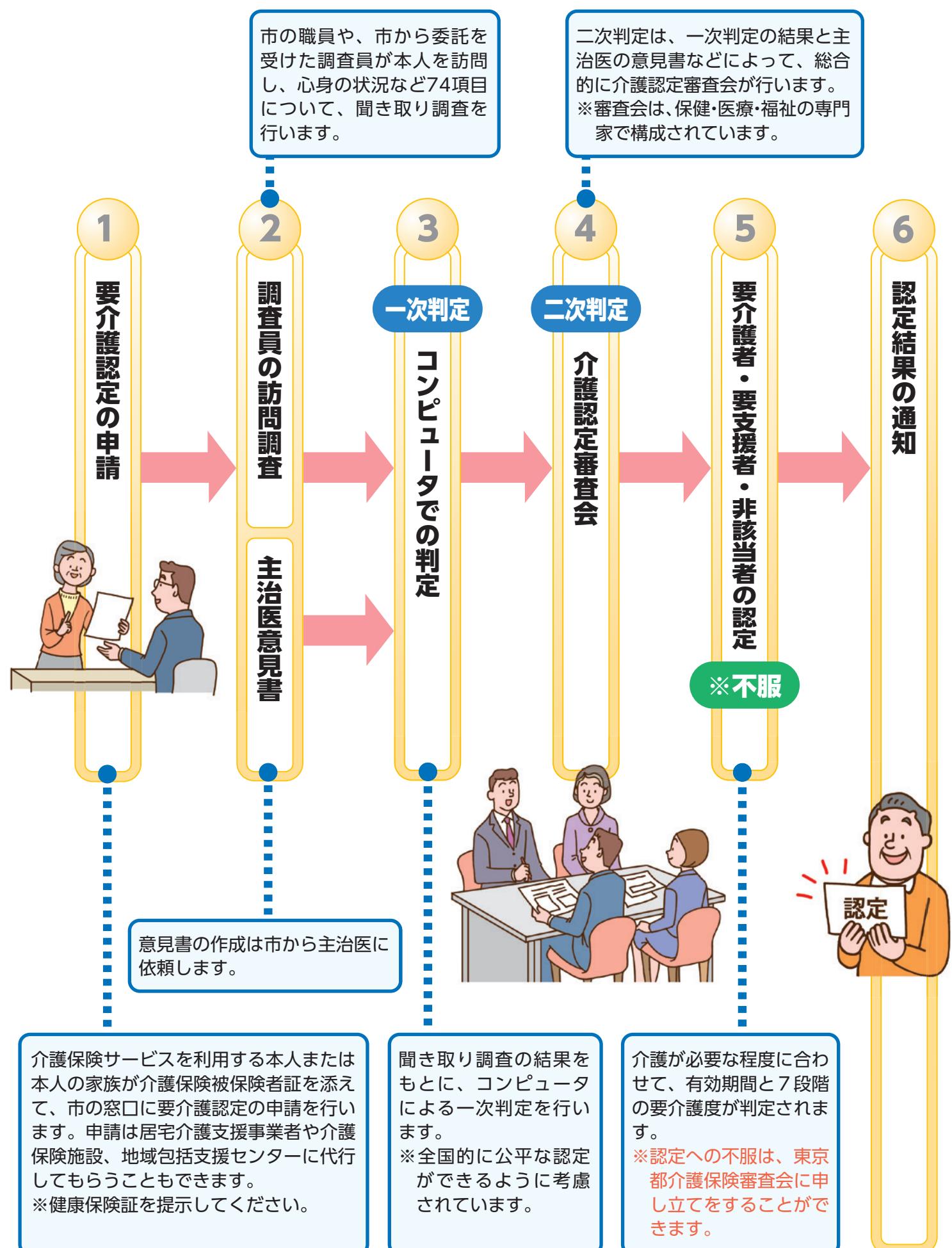
特別徴収は、年金から徴収するため、前半4・6・8月(仮徴収)には前年度2月分の保険料と同額を徴収し、後半10・12・翌年2月(本徴収)には確定後の保険料から仮徴収分を除いた額を振り分けて徴収します。

- 年金額が年額18万円に満たない方
 - 年度途中で65歳になった方
 - 年度途中で多摩市に転入した方
- 市から送付する納付書・口座振替などによる
納付方法となります(普通徴収・年8期)。

納め忘れた場合

保険料を滞納していると督促状が届いたり、滞納期間に応じて延滞金が加算されることがあります。また、サービスを利用する際に、滞納期間に応じて利用者負担割合が3割または4割に引き上げられたり、保険給付の方法が償還払いになるなどの措置がとられます。なお、償還払いにより払い戻される金額から、滞納している保険料の額を差し引くことがあります。

■申請からサービス利用までの手順 日常生活に介護



介護や支援が必要になったら

非該当

65歳以上の方は、一般介護予防事業等の対象者となります。詳細はお住まいの地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

介護予防サービスを利用できます

流れ

地域包括支援センターの保健師等が中心となり、介護予防のケアプランを作成し、要介護状態とならないため、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

※介護予防サービス計画書(予防ケアプラン)の自己作成については、市へお問い合わせください。

地域包括支援センターの保健師等

本人の状態を把握訪問

計画原案の作成
(居宅支援事業所が作成する場合もあり)

連絡・調整
サービス担当者との

介護予防サービス計画書
(ケアプラン)の作成

利用者の同意

介護予防サービス提供事業者と契約

効果を評価



在宅でサービスを利用する場合

ケアプラン作成を依頼する場合

介護サービス計画書(ケアプラン)を作成します。
自分で作成することもできます(市へお問い合わせください)。

居宅介護支援事業者を選んで、介護サービス計画書の作成を依頼します。
利用者の費用負担はありません。

居宅介護支援事業者

介護支援専門員が
本人の状態を把握訪問

計画原案の作成

連絡・調整
サービス担当者との

介護サービス計画書
(ケアプラン)の作成

利用者の同意

在宅サービス提供事業者と契約

ケアマネジャー
||
介護支援専門員

施設入所を希望する場合

※特別養護老人ホームは、原則要介護3~5の方が対象。

自分で直接
施設に申し
込みます。

施設への
相談

施設との契約

7
介護保険施設へ入所

7
サービスの利用

7
サービスの利用

7
介護保険施設へ入所

要支援1・2

要介護1~5

■利用できるサービス

介護予防サービス

【要支援1・2の方が利用できるサービス】

介護予防サービスは「要支援状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと」を目的としたサービスです。

下記在宅サービスのうち、★印の付いているサービスの介護予防を目的としたサービスを利用できます。

要支援1・2の方の訪問介護、通所介護に相当するサービス(★印)は、介護予防・日常生活支援総合事業を必要に応じて利用できます。詳細はお住まいの地区の地域包括支援センターにお問い合わせください。

在宅サービス

【要介護1～5の方が利用できるサービス】

★訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事等、身のまわりの援助をします。

★訪問入浴介護

入浴車などで家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

★訪問看護

看護師等が家庭を訪問し、療養上の世話等を行います。

★訪問リハビリテーション

専門職が家庭を訪問し、機能訓練等を行います。

★通所介護(デイサービス)・地域密着型通所介護

デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供、日常動作訓練等のサービスを日帰りで利用できます。

★認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、介護や機能訓練等を受けられます。

★通所リハビリテーション(デイケア)

老人保健施設などに通い機能訓練を受けられます。

★短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

★短期入所療養介護(療養ショート)

老人保健施設や療養病床などに短期間入所し、医学的な管理のもとで介護や看護、機能訓練が受けられます。

★認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が介護職員と共同生活をしながら、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を受けられます。

★特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練が受けられます。

★小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、在宅か通いか短期入所かを選び、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練等を受けられます。

★福祉用具貸与

歩行器等の福祉用具を借りることができます。

★福祉用具購入費の支給

排泄や入浴に使われる用具の購入費が支給されます。

★住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消のための、小規模な改修の費用が支給されます。

★居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理、指導を行います。

●居宅介護支援(ケアプラン作成等)

ケアマネジャーが本人の状態に合ったケアプランを立て、サービスが適切に提供されるよう確認・調整をします。

●夜間対応型訪問介護

夜間にホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活の世話をしています。

●地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模な有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の介護や療養上の世話を受けます。

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模な特別養護老人ホームなどに入所している方が、日常生活上の介護や療養上の世話を受けます。

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間に通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期巡回型訪問(数回)と随時訪問(通報・要請による)の組み合わせによるサービスが行われます。

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービス(13種類のサービスのうち2種類以上)を組み合わせて提供します。

施設サービス

【要介護1～5の方が利用できるサービス】

●介護老人保健施設(老人保健施設)

病状が安定し、家庭に戻れるように、リハビリを中心とする医療ケアと介護を受けることができます。

●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な場合に入所し、必要な介護を受けることができます。※原則要介護3～5の方

●介護医療院

「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供します。

市町村特別給付 「移送支援サービス」

要介護2以上の方がデイサービス・デイケアを利用する際、階段が多いため事業所による送迎対応が困難であり、その要介護者が一定の要件を満たす場合に玄関から送迎車までの移送支援を行います。

市内の介護保険サービス事業者の情報については、多摩市介護保険事業者情報検索システム「多摩市けあプロ・navi」または窓口で配布している介護保険サービスの事業者名簿をご覧ください。



多摩市けあプロ・navi

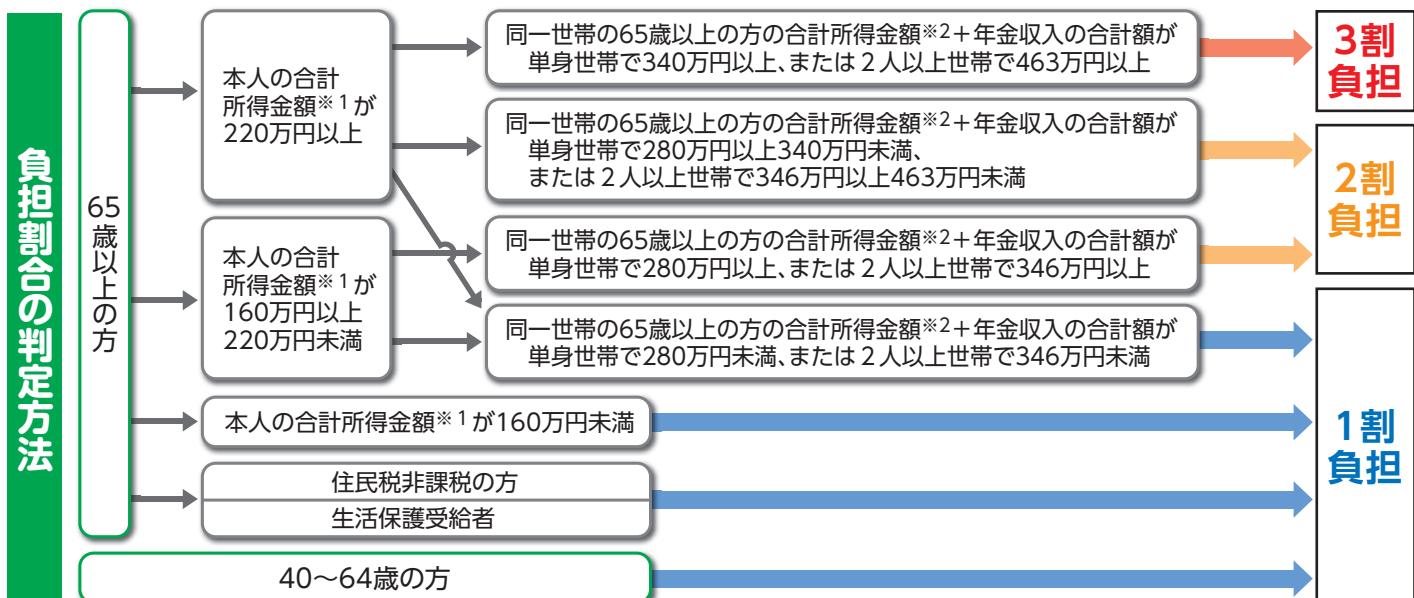
左のバーコードから直接アクセスできます。市公式HPの介護保険のページにもリンク先を掲載しています。

■介護保険の自己負担は1割から3割です

介護サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。利用者負担割合は、65歳以上の方は1割または一定以上の所得のある場合は2割、特に所得の高い方については3割です。40～64歳の方は1割です。

収入に応じて負担割合が決まり、利用者負担割合が記載された介護保険負担割合証が発行されます（下図参照）。

介護保険負担割合証は、介護サービスを利用される際に介護保険被保険者証と併せてサービス提供事業所に提示してください。



●合計所得金額※1 土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●合計所得金額※2 公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて計算します。

●在宅(自宅)でサービスを利用する場合

要介護度別に介護保険からの支給限度額が「単位」で決められており、その範囲内で利用した分のサービス費用の1割から3割が自己負担となります。

支給限度額を超えてサービスを利用することもできますが、超えた分については全額自己負担となります。

要介護度	支給限度額(※)	自己負担額
要支援1	5,032単位	
要支援2	10,531単位	
要介護1	16,765単位	
要介護2	19,705単位	
要介護3	27,048単位	
要介護4	30,938単位	
要介護5	36,217単位	

※1単位=10円（地域やサービスによって異なります）

●施設に入所する場合

【要支援1・2と認定された場合は、利用できません】

施設の種類別、要介護度別にかかる費用が決まります。

その費用の1割から3割と食費・居住費・日常生活費等が自己負担となります。

●福祉用具購入費・住宅改修費

利用者が一旦費用の全額を事業者に支払い、後日、自己負担分を除いた金額が払い戻される方法(償還払い)と、利用者が費用の自己負担分(1割から3割)を事業者に支払う方法(受領委任払い)の2通りの方法があります。

サービスの種類	利用限度額	自己負担
福祉用具（ポータブルトイレ、入浴補助用具など）の購入	100,000円（年間）	利用額の 1割から3割
住宅改修（手すりの設置、段差の解消など）	200,000円（同一住宅）	

介護保険で購入できる特定福祉用具

- ・腰掛便座（ポータブルトイレ・補高便座など）
- ・入浴補助用具（入浴用介助ベルト、シャワーチェア、浴槽台など）
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・簡易浴槽
- ・排泄予測支援機器

住宅改修の範囲

- ・手すりの設置
- ・段差の解消
- ・滑り防止、床材の変更
- ・洋式便器への取替
- ・引き戸等への扉の取替（引き戸等の新設・扉の撤去含む）

※福祉用具の購入については、①販売事業者が都道府県の指定を受けているか、②購入する品目が介護保険に該当するかどうかを必ず事前に事業者に確認してください。

※住宅改修については、事前に市へ申請する必要があります。

※市への請求手続きには、必要な書類・要件がありますので、あらかじめ市へお問い合わせください。

その他の手続き

次のような場合は、手続きが必要です(まずは市にご相談ください)。

保険料の減免等

災害や著しい所得の減少等のため、保険料の納付が困難と認められた場合には、徴収猶予や減免措置をとることがあります。

居住費(滞在費)・食費の負担額の軽減

申請により、課税状況や年金収入、預貯金等の状況に応じて、施設サービス、ショートステイを利用した場合の負担額が軽減されます。ただし、本人及び配偶者の預貯金等が一定額を超える場合は、対象となりません。

介護保険施設における段階区分別負担限度額(日額)

段階区分			居住費(滞在費)				食費※5
利用者負担段階	所得区分	資産要件※3	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※4	相部屋(多床室)	
第3段階② 世帯全員及び配偶者が非課税者	前年の合計所得金額※1 +課税年金及び非課税年金※2 収入額の合計が120万円超の方	預貯金等が 500万円以下 (夫婦は1,500万円)	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,360円 (1,300円)
	前年の合計所得金額※1 +課税年金及び非課税年金※2 収入額の合計が80万9千円超120万円以下の方	預貯金等が 550万円以下 (夫婦は1,550万円)					650円 (1,000円)
第2段階	前年の合計所得金額※1 +課税年金及び非課税年金※2 収入額の合計が80万9千円以下の方	預貯金等が 650万円以下 (夫婦は1,650万円)	880円	550円	480円 (550円)	430円	390円 (600円)
第1段階	老齢福祉年金受給者	預貯金等が 1,000万円以下 (夫婦は2,000万円)	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円
	生活保護受給者						

※1 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2 非課税年金：遺族年金、障害年金

※3 第2号被保険者の資産要件は預貯金等が1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です。

※4 ()内は、介護老人保健施設及び介護医療院の場合。

※5 ()内はショートステイ利用時の料金です。

高額介護サービス費の支給

介護保険でかかった1か月の自己負担額が下表の上限額を超えた場合、差額分が払い戻されます。

区分		上限額(月額)
市民税課税世帯	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～ 課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
前年の公的年金等収入額+その他の合計 所得金額の合計が80万9千円以下の方等	24,600円(世帯)	
	15,000円(個人)	
生活保護を受給している方等		15,000円(世帯)

高額介護サービス費等の貸付制度

高額介護サービス費や福祉用具購入費、住宅改修費は保険給付の方法が償還払い(※)の場合、利用者の負担軽減を図るために、介護保険から給付されるまでの間、利用者が負担する費用の貸付制度を設けています。

※償還払いとは、一旦全額をサービス事業者に支払い、あとから介護保険給付分が支給される方法です。

高額医療合算介護(予防) サービス費の支給

介護保険のサービスを利用したときの自己負担額と、医療機関で支払った医療費の自己負担額を年額で合算して一定の基準額を超えたときに払い戻されます。利用期間は毎年8月1日から翌年7月31日の12か月です。

基準額表		後期高齢者 医療制度 +介護保険	被用者保険または国民健康保険+介護保険		
			70～74歳の者が いる世帯	70歳未満の者がいる世帯	
現役並み所得	課税所得690万円以上	212万円	212万円	基 準 総 所 得 額	901万円超
	課税所得380万円以上	141万円	141万円		600万円超～901万円以下
	課税所得145万円以上	67万円	67万円		210万円超～600万円以下
一般	課税所得145万円未満	56万円	56万円	市民税非課税世帯	67万円
市民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円	31万円		210万円以下
	低所得者Ⅰ	19万円	19万円		60万円

社会福祉法人や介護サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担の軽減

低所得で生計が困難な利用者に対し、社会福祉法人や介護サービス提供事業者等が利用者の負担を軽減するものです。市役所に申請をして、認定される必要があります。

詳しい内容についてはお問い合わせください。

お問い合わせは

多摩市健康福祉部 介護保険課

〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

TEL. 042-338-6901 介護保険料に関する事(介護保険担当)

042-338-6907 要介護認定、給付に関する事(認定給付担当)